

監 査 報 告 書

学校法人東北公益文科大学

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

私たち学校法人東北公益文科大学の監事は、私立学校法第37条第3項に基づき、平成26年度の学校法人東北公益文科大学の業務並びに財産の状況について監査を実施した。

監査の結果、学校法人東北公益文科大学の業務に関しては法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく、また財産の状況は適正なものと認める。

平成27年5月26日

監 事 齋藤俊勝 

監 事 早坂 剛 